

# 相模原市ケアラー支援条例

全てのケアラーが尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、市、市民、事業者などが連携して、理解と支援に努めていくことを目的に制定しました。

## 本条例でのケアラーの定義

「高齢、身体上または精神上的の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者」

本市においては、高齢者介護、ヤングケアラー(※)、ダブルケア、8050問題など、多様な状況に置かれるケアラーが存在し、その心身の健康や生活の基盤が脅かされています。

ケアは、人間の尊厳を支える大切な行為ですが、その責務を一人で背負うことは、ケアラー自身の人生を損なうことにつながりかねません。ケアラーと共に生きる社会を築くことは、全ての市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできるまちを実現する上で欠かすことができません。本市は、ケアラーを尊重し、ケアを担う人もケアを受ける人も等しく尊厳をもって暮らすことができる社会の実現を目指します。

※ヤングケアラー……ケアラーのうち、18歳未満のもの

## 市民の皆様へのお願い

ケアラーが身近にいる方へ、周囲の理解や配慮、支援のご協力をお願いいたします。



相模原市